

# 緑・芸術文化活動支援事業実施要綱

制 定 平成 21 年 4 月 1 日 緑地振第 338 号（区長決裁）

最近改正 令和 8 年 6 月 1 日 緑地振第 345 号（区長決裁）

（目的）

第 1 条 緑区の芸術文化の振興及び発展を推進することを目的とした事業（以下「芸術文化振興事業」という。）について、緑・芸術文化活動支援事業として総合的に展開、実施していくために必要な事項を定める。

（事業の定義）

第 2 条 緑・芸術文化活動支援事業とは、芸術文化活動を行う団体が実施し、広く区民の芸術文化活動の発展に資すると認められる事業で、一般公募により区長が緑・芸術文化活動支援事業として決定した、緑区が後援又は共催する事業をいう。

（事業の決定）

第 3 条 前条に定める事業（以下「参加事業」という。）は、事業を主催する団体（以下「申請団体」という。）からの申請に基づき、緑・芸術文化活動支援事業審査会（以下「審査会」という。）の審査結果を踏まえ、予算の範囲内で区長が決定する。なお、参加事業に関して、募集内容、募集期間等を募集要項等により周知するものとする。

（審査会）

第 4 条 審査会の委員は、次に掲げる者で構成する。

（1）総務部長

（2）総務課長

（3）区政推進課長

（4）福祉保健課長

（5）こども家庭支援課長

2 委員長は、総務部長とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

3 審査会の審議事項は、次に掲げる事項とする。

（1）申請団体から申請のあった事業を支援対象事業とすることの可否

（2）前号により支援対象事業とした事業のうち、補助金交付申請があった事業の審査及び評価

（3）審査基準の策定に関する助言

（4）その他必要な事項

4 審査会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

5 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

7 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（審査基準）

第 5 条 前条第 3 項第 1 号及び第 2 号の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 緑区内を主たる会場とした芸術文化振興事業であること。
- (2) 公益的な事業であり、区民が身近な場所で芸術文化活動に参加できる機会を提供し、参加の機会が広く緑区民に開かれている事業であって、申請団体の活動実績を踏まえ、活動内容の充実や事業規模の拡充等、今後の発展が見込まれ、区内における芸術文化活動の広がりや区民の参加機会の拡大に寄与するものと認められる事業であること。
- (3) 申請団体は3名以上の構成員から成ること。
- (4) 団体の構成員又は会員の親睦や交流を主たる目的とする事業でないこと。
- (5) 申請団体の設立趣旨、活動内容、役員体制等団体の存在が明確であり、自主的に事業を実施できる体制が確立されていること。
- (6) 日程、内容等が具体化しており、実現性のある事業であること。
- (7) 営利を目的としない事業であること。
- (8) 政治活動又は宗教活動に関する事業でないこと。
- (9) 公序良俗に反しない事業であること。

2 補助金交付申請をする事業にあつては、前項各号に加え、第11条の規定を満たすものとする。なお、これらの要件を満たさない場合は、当該事業は参加事業として決定しない。

- (1) 申請団体の構成員の過半数が横浜市内に住民登録を有する者であること。
- (2) 主たる活動場所が緑区内であること。
- (3) 申請年度の4月1日時点で、市内において1年を超えて継続して芸術文化活動を行っており、かつ、当該日以前1年間に市内公共施設（公園及び道路を除く。）を会場とした自主企画による芸術文化事業（団体の親睦又は交流を主たる目的とするものを除く。）を1回以上実施していること。
- (4) 同一の者が複数の団体の役職又は運営に実質的に関与しているとみなされる場合において、当該複数の団体がこの要綱に基づく補助金の交付申請を行ったときは、当該各団体の申請に係る事業は、補助金交付の対象としない。この場合において、当該各団体の申請に係る事業は参加事業として決定しない。なお、本号において「役職」とは、団体の運営に関する意思決定、事業の企画又は執行、若しくは会計及び事務の管理について責任又は権限を有する地位をいい、名称のいかんを問わない。

#### （事業参加の申請手続）

第6条 参加事業への申請にあたり、申請団体の代表者は、緑・芸術文化活動支援事業参加申請書（第1号様式）を募集要項で指定する期間内に区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。なお、補助金交付申請をする事業にあつては、第11条第1項各号のいずれかに該当する第2号様式の別紙に加え、申請団体が第5条第2項に規定する要件を満たしていることを確認するため、区長が必要と認める書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体概要書（第4号様式）
- (4) 団体名簿（第5号様式）
- (5) 団体の規約、会則その他これらに類する書類
- (6) 直近年の事業報告書など団体の活動、事業の内容が分かるもの
- (7) 直近年の収支決算書など団体の運営、活動経費及び事業経費の収支内容が分かるもの
- (8) 申請団体の活動実績及び構成員の状況を確認できる書類その他区長が必要と認める書類

(補助金交付事業の評価)

第7条 第4条第3項第2号の評価は、次に掲げる視点に基づいて行うものとする。

- (1) 事業を実施するにあたり求められているニーズや課題への認識、理解
- (2) 観覧者・参加者等の文化芸術への関心や理解を高めるための工夫、アイデア
- (3) 地域や区民への貢献、波及効果
- (4) 事業対象者の特性も踏まえた参加しやすい環境づくり、事業の目的達成のための工夫

(参加決定通知)

第8条 区長は、申請のあった事業について参加事業として決定したときは、緑・芸術文化活動支援事業参加決定通知書(第6号様式)を申請者に送付するものとする。

2 区長は、申請のあった事業について参加事業として決定しなかったときは、緑・芸術文化活動支援事業不参加決定通知書(第7号様式)を申請者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請団体の代表者は、前条の決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。

(事業内容の変更)

第10条 申請団体の代表者は、参加事業の内容を変更するときは、事業内容変更届(第8号様式)を速やかに区長へ提出しなければならない。ただし、事業の趣旨又は変更その他事業内容の同一性を失う変更は認めない。

(補助金の交付)

第11条 区長は、第5条に規定する審査基準を満たすと認められる事業のうち、次に掲げるものを緑・芸術文化活動支援事業補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)に基づき、補助金交付対象事業とすることができる。

- (1) 第2条に規定する事業のうち、子育て支援・次世代育成の視点で、主に子ども(乳幼児から高校生まで)を対象とした、参加体験や普及を目的とする事業
- (2) 第2条に規定する事業のうち、インクルージョンの視点で、共生社会の実現を目指し、障害の有無や国籍、性別等の様々な違いに関わらず参加しやすい環境を整えた事業
- (3) 第2条に規定する事業のうち、緑区内で自主的に活動する複数(3団体以上)のアマチュア等グループが合同で運営に携わり、相互の交流の促進を目的とする事業
- (4) 第2条に規定する事業のうち、新進芸術家(18歳(高校卒業程度)以上39歳以下で現在芸術活動中の芸術家)の育成及び活躍の場の提供を目的とする事業

2 区長は、前項に規定する事業について、審査会による審査結果を踏まえ、補助金交付対象事業として決定する。

3 第1項に規定する事業として決定された事業の申請団体への補助金の交付は、令和6年度以降の交付実績を通算して3回までとする。ただし、同一年度においては、第1項各号に掲げる事業のうちいずれか一の事業に限り、補助金の交付申請及び交付を行うことができる。

4 第1項に規定する事業について、当該補助金申請とは別に他の機関又は制度における同様の目的を有する補助金の交付を受けている又は交付されることが確定している場合は、当該補助金の交付の対象外とする。

- 5 第1項に規定する事業について、2,500円を超える入場料・参加料等を徴収して実施する場合は当該補助金の交付を受けることができないものとする。なお、複数の料金設定がある場合は、一般料金（最も高額なもの）の額で判断するものとする。

（共催名義の使用承諾）

第12条 区長は、補助金交付対象の参加事業に対して、緑区の名義使用承諾及び緑区長賞の授与に関する事務取扱要綱（以下「名義使用事務取扱要綱」という。）に基づき、緑区の共催名義の使用を承諾できるものとする。

- 2 共催名義使用の申請は、申請団体の代表者が提出する、第6条第1項に定める第1号様式への記載をもって行うものとし、名義使用事務取扱要綱第9条第2項各号に定める添付書類は、同様式の提出時に添付する書類とする。
- 3 共催名義使用の承諾を受けた申請団体の代表者は、参加事業の終了後、名義使用事務取扱要綱第12条に定める行事終了届を提出しなくてはならない。なお、本実施要綱第17条第1項第1号に定める第9号様式及び同条第2項第1号に定める第10号様式の提出を持ってこれに代えることができるものとする。

（後援名義の使用承諾）

第13条 区長は、補助金交付対象でない参加事業に対して、名義使用事務取扱要綱に基づき、緑区の後援名義の使用を承諾できるものとする。

- 2 後援名義使用の申請は、申請団体の代表者が提出する、第6条第1項に定める第1号様式への記載をもって行うものとし、名義使用事務取扱要綱第9条第2項各号に定める添付書類は、同様式の提出時に添付する書類とする。
- 3 後援名義使用の承諾を受けた申請団体の代表者は、参加事業の終了後、名義使用事務取扱要綱第12条に定める行事終了届を提出しなくてはならない。なお、本実施要綱第17条第1項第1号に定める第9号様式及び同条第2項第1号に定める第10号様式の提出をもってこれに代えることができるものとする。

（施設の優先予約）

第14条 緑・芸術文化活動支援事業の実施において、次に掲げる施設を使用しようとする場合は、各施設の運営管理者の判断により優先予約を行うことができるものとする。

（1）横浜市緑区民文化センター（みどりアートパーク）

（2）緑公会堂

- 2 優先予約に関し必要な事項は、募集要項に定める。

（広報）

第15条 緑・芸術文化活動支援事業の実施に関する情報について、広報よこはま緑区版へ掲載することができる。

（緑・芸術文化活動支援事業の共通表記）

第16条 参加事業の申請団体は、当該事業の実施に関するチラシ、ポスター、プログラム等の配布物に「緑・芸術文化活動支援事業」と明記しなければならない。

- 2 前項の配布物の内容及び表記については、あらかじめ区の確認を受けるものとする。

- 3 区は、前項の確認にあたり、必要があると認めるときは、修正その他の措置を求めることができる。
- 4 申請団体は、前項の規定により修正その他の措置を求められたときは、これに従わなければならない。

(実績報告)

第 17 条 参加事業の申請団体の代表者は、事業が完了したときは速やかに事業実績報告書（第 9 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書（第 10 号様式）
- (2) 事業資料（チラシ、プログラム等の配布物等）
- (3) その他区長が必要と認めるもの

(参加事業決定の取消し)

第 18 条 区長は、参加事業として決定した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 正当な理由がなく申請の内容と異なる事業を実施した場合
- (4) 法令又は事業決定に付した条件に違反した場合
- (5) 第 11 条から第 13 条及び第 16 条の各規定に違反した場合
- (6) 第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるとき

(暴力団の排除)

第 19 条 次の各号に掲げる団体が行う事業は、参加事業及び補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 法人格を有しない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 区長は、必要に応じ申請者又は参加事業の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当するかについて、神奈川県警察本部長に対し確認を行うことができる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 21 年 3 月 31 日をもって解散した緑・芸術祭企画運営委員会（以下「委員会」という。）が平成 20 年度の委員会において 2009 緑・芸術祭の参加事業として認定した事業については、第 3 条第 2 項の区長が決定した事業とみなす。この場合において、第 4 条第 1 項及び第 5 条の手続きは省

略する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2号に規定する事業のうち、改正前の本要綱の規定及び改正前の緑・芸術祭事業補助金交付要綱（平成22年3月29日改正）の規定に基づく補助金交付申請により補助金の交付決定を受けた事業について、補助金の交付を最初に受けた年から継続する3年間受けていない場合は、改正後の本要綱第9条第2項の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(緑・芸術祭芸術文化振興部門審査委員会の廃止)

2 緑・芸術祭芸術文化振興部門審査委員会は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に改正前の緑・芸術祭事業実施要綱の規定により実施が決定した事業については、事業内容変更及び事業実施報告において改正前の様式書類を使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に改正前の緑・芸術祭事業実施要綱の規定により実施が決定した事業については、事業内容変更及び事業実績報告において改正前の様式書類を使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に改正前の本要綱の規定により実施が決定した緑・芸術文化活動支援事業については、改正前の本要綱の規定を適用する。また、改正前の様式書類を使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に改正前の本要綱の規定により実施が決定した緑・芸術文化活動支援事業については、改正前の本要綱の規定を適用する。また、改正前の様式書類を使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に改正前の本要綱の規定により実施が決定した緑・芸術文化活動支援事業については、改正前の本要綱の規定を適用する。また、改正前の様式書類を使用することができる。

(第1号様式)

# 緑・芸術文化活動支援事業参加申請書

横浜市緑区長

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 所在地又は住所 \_\_\_\_\_  
 代 表 者 \_\_\_\_\_  
 (連絡責任者) 氏名 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 Eメール(任意) \_\_\_\_\_

次の事業について、緑・芸術文化活動支援事業として参加したいので緑・芸術文化活動支援事業実施要綱に基づき関係書類を添えて申請します。

事業の名称		
事業実施予定日 および 優先予約希望期間  <small>※優先予約対象施設は、 緑区民文化センター及び緑公会堂のみ</small>	事業実施予定日 <small>※複数日(期間)の場合は適宜変更して記載してください。</small>	優先予約希望期間
	第1希望 年 月 日 ( )	第1希望 年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
	第2希望 年 月 日 ( )	第2希望 年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
	第3希望 年 月 日 ( )	第3希望 年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
実施場所・時間 (事業に必要な施設及び 時間を記載)		
緑区以外の共催・後援・協賛 (予定の場合はその旨を記載)		
参加申請理由		
構成員の重複の有無 (補助金交付申請の場合のみ)	<input type="checkbox"/> 本団体の役職又は運営に実質的に関与する者(これに準ずる者を含む)は、本補助金の交付申請を行う他の団体において同様の関与はしていません。	
※どちらかにチェック☑を入れてください。	【補助金交付対象に該当する場合は記入してください。】	
	<input type="checkbox"/> 横浜市緑区の共催名義を申請します。また、補助金の交付を希望します【金額: _____ 円】 横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。 代表者 住所 _____ ふりがな _____ 氏名 _____ 性別 男・女 生年月日 _____ 年 月 日生	
【補助金交付対象に該当しない場合で、横浜市緑区の後援名義を希望する場合は記入してください。】		
<input type="checkbox"/> 横浜市緑区の後援名義を申請します。		

## 【添付書類・資料】

- 事業計画書 (第2号様式) ※補助金交付申請をする事業にあつては、該当する第2号様式の別紙も併せて提出
- 収支予算書 (第3号様式)
- 団体概要書 (第4号様式)
- 団体名簿(第5号様式)
- 団体の規約、会則その他これらに類する書類
- 直近年の事業報告書など団体の活動、事業の内容が分かるもの  
(※過去に実施した事業の内容が分かる映像又は音声データ等を必ず含めること)
- 直近年の収支決算書など団体の運営、活動経費及び事業経費の収支内容が分かるもの
- 申請団体の活動実績及び構成員の状況を確認できる書類その他区長が必要と認める書類

\*この書類及び上記の添付書類は、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

(第2号様式)

## 事業計画書

団体名: \_\_\_\_\_

事業名称			
事業の趣旨・目的			
具体的事業内容			
事業対象地域		事業対象者	
実施準備から事業当日までのスケジュール			
期日	場所	内容	参加予定人数

\* 補助金の交付を希望する場合は、別紙1～4のうち該当するいずれかも添付してください。

\* この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

\* 事業内容が分かる資料などがあれば添付してください。

(第2号様式一別紙1)

\*「子育て支援・次世代育成の視点で、主に子ども(乳幼児から高校生まで)を対象とした、参加体験や普及を目的とする事業」として補助金の交付を申請する場合に添付してください。

1	事業対象者を記載してください。(出演者、観覧者それぞれ) ※公募の場合は、募集要件(年齢・経歴等)を明記	(出演者)
		(観覧者)
2	事業実施にあたり、観覧者・参加者等の文化芸術への関心や理解を高めるために工夫する点を記載してください。	
3	緑区内で事業を実施することによる地域や緑区民への貢献や効果について記載してください。	
4	事業を広く周知するための広報計画を記載してください。 (媒体、広報先等)	
5	主に子どもを対象とした芸術文化事業を実施するにあたり、求められているニーズや現状の課題をどのように捉えているか記載してください。	
	上記のニーズや課題を踏まえ、申請事業がどのような役割を果たすと考えているか、記載してください。	
6	事業対象者の特性を踏まえ、参加しやすい環境を整えるために工夫・配慮する点を記載してください。	

\*この資料は、補助金交付額算定のための評価の参考にするものです。

(第2号様式一別紙2)

\*「インクルージョンの視点で、共生社会の実現を目指し、障害の有無や国籍、性別等の様々な違いに関わらず参加しやすい環境を整えた事業」として補助金の交付を申請する場合に添付してください。

1	事業対象者を記載してください。(出演者、観覧者それぞれ) ※公募の場合は、募集要件(年齢・経歴等)を明記	(出演者)
		(観覧者)
2	事業実施にあたり、観覧者・参加者等の文化芸術への関心や理解を高めるために工夫する点を記載してください。	
3	緑区内で事業を実施することによる地域や緑区民への貢献や効果について記載してください。	
4	事業を広く周知するための広報計画を記載してください。 (媒体、広報先等)	
5	インクルージョンの視点で芸術文化事業を実施するにあたり、求められているニーズや現状の課題をどのように捉えているか記載してください。	
	上記のニーズや課題を踏まえ、申請事業がどのような役割を果たすと考えているか、記載してください。	
6	事業対象者の特性を踏まえ、参加しやすい環境を整えるために工夫・配慮する点を記載してください。	

\*この資料は、補助金交付額算定のための評価の参考にするものです。

(第2号様式一別紙3)

\*「緑区内で自主的に活動する複数(3団体以上)のアマチュア等グループが合同で運営に携わり、相互の交流の促進を目的とする事業」として補助金の交付を申請する場合に添付してください。

1	事業対象者を記載してください。(出演者、観覧者それぞれ) ※公募の場合は、募集要件(年齢・経歴等)を明記	(出演者)
		(観覧者)
2	事業実施にあたり、観覧者・参加者等の文化芸術への関心や理解を高めるために工夫する点を記載してください。	
3	緑区内で事業を実施することによる地域や緑区民への貢献や効果について記載してください。	
4	事業を広く周知するための広報計画を記載してください。 (媒体、広報先等)	
5	芸術文化事業を複数の団体合同で実施するにあたり、求められているニーズや現状の課題をどのように捉えているか記載してください。	
	上記のニーズや課題を踏まえ、申請事業がどのような役割を果たすと考えているか、記載してください。	
6	出演団体による相互の交流を促進するために工夫する点を記載してください。	

\*この資料は、補助金交付額算定のための評価の参考にするものです。

(第2号様式一別紙4)

\*「新進芸術家(18歳(高校卒業程度)以上39歳以下で現在芸術活動中の芸術家)の育成及び活躍の場の提供を目的とする事業」として補助金の交付を申請する場合に添付してください。

1	事業対象者を記載してください。(出演者、観覧者それぞれ) ※公募の場合は、募集要件(年齢・経歴等)を明記	(出演者)
		(観覧者)
2	事業実施にあたり、観覧者・参加者等の文化芸術への関心や理解を高めるために工夫する点を記載してください。	
3	緑区内で事業を実施することによる地域や緑区民への貢献や効果について記載してください。	
4	事業を広く周知するための広報計画を記載してください。 (媒体、広報先等)	
5	事業対象者(新進芸術家)の育成・支援が必要であると考え理由を記載してください。 また、求められているニーズや現状の課題をどのように捉えているか記載してください。	
6	事業対象者(新進芸術家)を緑区において育成・支援することにより、地域にどのようなメリットや効果をもたらすと考えているか、記載してください。	
7	事業対象者(新進芸術家)の育成・支援のために工夫する点を記載してください。	

\*この資料は、補助金交付額算定のための評価の参考にするものです。

## 収支予算書

団体名

事業名

【収入】 (単位:円)

項目	金額	説明 (積算根拠など)
団体負担金(会費など)		
出演料、参加料		
入場料		
緑区補助金		緑・芸術文化活動支援事業補助金 *補助金交付申請を行う場合は必ず記入してください。
その他補助金、助成金		
その他収入		
合計		

【支出】 ※は補助金交付事業の場合の補助対象経費 (単位:円)

項目	金額	説明 (使途、積算根拠など)
出演料	会員以外への出演料 ※	
	会員への出演料	
謝礼代	会員以外の協力者(講師等)への謝礼 ※	
	会員への謝礼	
使用料	本番会場使用料 ※	
	その他会場使用料	
	物品等使用料 ※	
印刷費(チラシ、プログラム等) ※		
通信運搬費	電話、Eメール、FAX、インターネット利用等料金	
	上記以外 ※	
保険料	※	
材料費及び事務用の消耗品費	※	
その他支出	会場設営等の事業の実施に係る委託料 ※	
	手数料(チケット販売手数料、広告掲載料等) ※	
	著作権使用料 ※	
合計		

\*この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

\*補助事業等の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分がある場合には、その負担者、負担額及び負担方法を必ず記載してください。

## 団体概要書

【 年 月 日現在】

団体名	
所在地	
代表者	氏名 住所 〒 電話 ( ) Eメール (任意)
連絡担当者	氏名 住所 〒 電話 ( ) Eメール (任意)
主な活動地域	※補助金交付申請を行う場合は、主たる活動場所(例:活動拠点施設、主な活動エリア等)が緑区内であることが分かるよう具体的に記載すること
会員数	人
活動状況 (主な活動内容)	※これまでの主な活動内容を記載してください。
これまでの主な 活動実績	※代表的な事業や公演等について記載してください。
補助金交付申請を行う場合は、以下の事項を記載してください。	
団体の 活動期間	※活動開始時期及びこれまでの市内における継続的な活動状況について記載してください。
直近1年間の 自主企画事業の実績 (基準日:申請年度の 4月1日)	※市内の公共施設(公園及び道路を除く)を会場とした自主企画による芸術文化事業について記載してください。



様

横浜市緑区長

## 緑・芸術文化活動支援事業参加決定通知書

年 月 日に申請のありました事業について、緑・芸術文化活動支援事業参加事業として決定しましたので通知します。

### 1 対象事業名

### 2 決定内容

### 3 決定条件

- (1)対象事業以外の事業については、緑・芸術文化活動支援事業への参加は認めません。
- (2)主催団体は、緑・芸術文化活動支援事業実施要綱の規定を遵守してください。

### 4 決定の取消し

次の事項に該当した場合は、本件の決定を取り消すことがあります。

- (1)虚偽の申請をした場合
- (2)事業を中止した場合
- (3)正当な理由がなく申請の内容と異なる事業を実施した場合
- (4)法令又は決定条件に違反した場合
- (5)「緑区の名義使用承諾及び緑区長賞の授与に関する事務取扱要綱」、「緑・芸術文化活動支援事業補助金交付要綱」、第16条の規定その他関係規定に違反した場合

### 5 申請の取下げ

本件決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請を取り下げることができます。

〔担当〕

TEL:      /FAX:

(第7号様式)

第 号  
年 月 日

様

横浜市緑区長

## 緑・芸術文化活動支援事業不参加決定通知書

年 月 日に申請のありました事業について、緑・芸術文化活動支援事業不参加事業として決定しましたので通知します。

### 1 事業名

### 2 決定内容

緑・芸術文化活動支援事業への不参加事業として決定しました。

### 3 不参加決定理由

### 4 申請の取下げ

本件決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請を取り下げることができます。

〔担当〕

TEL: /FAX:

(第8号様式)

## 事業内容変更届

横浜市緑区長

年 月 日

団 体 名

〒 -

所在地又は住所

代 表 者 氏 名

(連絡責任者)

氏名

住所

緑・芸術文化活動支援事業参加事業として決定を受けた次の事業について、事業内容を変更しますので届出ます。

事業の名称		
実 施 日 又は 実 施 期 間		年 月 日 ( ) 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
実 施 場 所		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

\* この書類及び下記の添付書類は、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき一般の閲覧に供しなればなりません。  
\* 収支予算を変更する場合は収支予算書(第3号様式)を添付してください。

(第9号様式)

## 事業実績報告書

横浜市緑区長

年 月 日

団 体 名

〒 -

所在地又は住所

代表者氏名

(連絡責任者)

氏名

住所

緑・芸術文化活動支援事業参加事業として決定を受けた事業について、終了しましたので関係書類を添えて報告します。

事業の名称				
具体的事業内容				
期日	場所	内容	参加人数	備考
事業対象地域				
事業対象者				

\*この書類及び下記の添付書類は、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

【添付書類】

- (1)収支決算書(第10号様式)
- (2)事業資料(チラシ、プログラム等の配布物等)

(第10号様式)

## 収支決算書

団体名 \_\_\_\_\_  
 事業名 \_\_\_\_\_

収入	¥	—
支出	¥	—
差引額	¥	—

【収入】 (単位:円)

項目	金額	説明 (内訳など)
団体負担金(会費など)		
出演料、参加料		
入場料		
緑区補助金		緑・芸術文化活動支援事業補助金 *補助金交付を受けた場合は必ず記入してください。
その他補助金、助成金		
その 収入 他		
合計		

【支出】 ※は補助金交付事業の場合の補助対象経費 (単位:円)

項目	金額	説明 (使途、内訳など)
出演料	会員以外への出演料 ※	
	会員への出演料	
謝礼代	会員以外の協力者(講師等)への謝礼 ※	
	会員への謝礼	
使用料	本番会場使用料 ※	
	その他会場使用料	
	物品等使用料 ※	
印刷費(チラシ、プログラム等) ※		
通信 運搬費	電話、Eメール、FAX、インターネット利用 等料金	
	上記以外 ※	
保険料	※	
材料費及び事務用の消耗品費	※	
その 他 支出	会場設営等の事業の実施に係る委託料 ※	
	手数料(チケット販売手数料、広告掲載料等) ※	
	著作権使用料 ※	
合計		

- \* この書類は、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。
- \* 補助事業等の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分がある場合には、その負担者、負担額及び負担方法を必ず記載してください。
- \* 事業決算書には領収書又はその写しを添付してください。ただし、金額が100,000円未満のものに係る領収書並びに電気料金、ガス料金、放送受信料、通信回線使用料、電話使用料及び通話料、水道料金(下水道使用料を含む。)の領収書については、省略することができます。
- \* 補助金規則第24条の規定に基づき市内事業者から徴収した、1件の金額が1,000,000円以上の補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等の入札結果が分かる書類又は2人以上の見積書の写し及び当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しについても添付してください。